



控 訴 状

2021年9月13日

東京高等裁判所 民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士	佃	克	彦
同	金	竜	介
同	神	原	元

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償等請求控訴事件

訴訟物の価格 金550万円

貼用印紙額 金4万8千円

東京地方裁判所平成30年（ワ）第24721号損害賠償等請求事件、同31年（ワ）第667号損害賠償等請求反訴事件につき、令和3年9月1日判決言渡があり、同日判決正本の送達を受けたが、控訴人は下記判決の一部に不服があるから、次の通り控訴を提起する。

原判決の主文

- 1 被告株式会社DHCテレビジョン（以下「被告DHC」という）は、本訴原告・反訴被告（以下「原告」という）に対し、550万円及びこれに対す

る平成29年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告DHCは、原告に対し、別紙謝罪文目録3記載の謝罪文を、同目録記載の条件で掲載せよ。
- 3 原告の被告DHCに対するその余の本訴請求及び本诉被告・反訴原告（以下「被告長谷川」という）に対する本訴請求をいずれも棄却する。
- 4 被告長谷川の反訴請求を棄却する。
- 5 訟費用は、本訴について生じた費用はこれを2分し、その1を原告の、その余を被告DHCの各負担とし、反訴について生じた費用は全部被告長谷川の負担とする。
- 6 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人の被控訴人に対する本訴請求の控訴人敗訴部分を取り消す。
 - 2 被控訴人は、控訴人に対し、株式会社DHCテレビジョンと連帯して金550万円及びこれに対する平成29年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 被控訴人は、控訴人に対し、別紙謝罪文目録記載の謝罪文を、同目録記載の条件で掲載せよ。
 - 4 訴訟費用は第1審、2審とも被控訴人の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

控訴の理由

追って控訴理由書で明らかにする。

添付書類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 控訴状副本 | 1 通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1 通 |

以上

当事者目録

〒110-0015

東京都台東区東上野3丁目8番7号

控訴人 辛 淑 玉

(送達場所)

〒110-0015

東京都台東区東上野3丁目8番7号 矢口ビル5階A室

台東協同法律事務所

電 話 03-3834-5831

ファックス 03-3834-5833

控訴人訴訟代理人弁護士 金 竜 介

〒105-0003

東京都港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル403

佃法律事務所

電 話 03-3500-4162

ファックス 03-3500-4164

控訴人訴訟代理人弁護士 佃 克 彦

〒211-0004

神奈川県川崎市中原区新丸子2丁目895番地 武蔵小杉ATビル505

武蔵小杉合同法律事務所

電 話 044-431-3541

ファックス 044-422-5315

控訴人訴訟代理人

弁護士 神 原 元

〒156-0054 東京都渋谷区広尾4丁目1番7-304号

被控訴人 長 谷 川 幸 洋

謝罪文目録

1 掲載場所

被控訴人のツイッター（@hasegawa24）のプロフィール欄

2 謝罪文の内容

謝罪文の内容

この度、東京高等裁判所より、私が司会者として出演し、2017年1月2日及び同月9日に放送された番組「ニュース女子」において私が辛淑玉氏の名誉を毀損したとの判決が下されました。名誉を傷つけてしまった辛氏に対し、深くお詫びいたします。

3 掲載条件

掲載期間は、公表日から1年間。

謝罪文目録3

1 掲載場所

被告DHCの開設するウェブサイト「DHCテレビ」(<https://dhctv.jp/>)のうち、「「ニュース女子」#91」及び「「ニュース女子」#92」の動画を送信しているページ(<https://dhctv.jp/movie/100690/>、<https://dhctv.jp/movie/100691/>)

2 謝罪文の内容

(一) タイトル

ご報告とお詫び

(二) 本文

当社が2017年(平成29年)1月2日及び同月9日に「TOKYO MX」を通じて放映し、その後、当ウェブサイトで送信してきた本番組「「ニュース女子」#91」及び「「ニュース女子」#92」は、沖縄における基地反対運動において、あたかも辛淑玉氏が、暴力も犯罪行為も厭わない者たちによる反対運動に関し、同反対運動において暴力や犯罪行為がされることを認識・認容した上で、経済的支援を含め、これを煽っているかのような、事実と異なる内容を有するものでした。

当社は、上記各番組の放映により、辛淑玉氏の名誉を毀損したことを認め、辛淑玉氏に対し深くお詫び致します。

年 月 日

株式会社DHCテレビジョン

代表取締役 ○○○○(謝罪広告掲載時の代表取締役)

3 掲載条件

- (一) 2(一)のタイトルの文字は、掲載ページの番組タイトル「「ニュース女子」#91」及び「「ニュース女子」#92」と同じ大きさ。ゴシック体。
- (二) 2(二)の本文の文字は、掲載ページの「番組説明」及び「出演者」という文字と同じ大きさ。明朝体。
- (三) この謝罪文は、被告DHCが「DHCテレビ」において「「ニュース女子」#91」及び「「ニュース女子」#92」の動画のいずれかを公表している限り削除及び改変をしてはならない。

